

広島県告示第千二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定によって、次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたが、森林所有者が知れないため、同法第四十四条において準用する第三十条の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を広島市役所の掲示場に掲示した。

平成十九年十二月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安施設地区予定地の所在場所及び登記簿上の所有者

所 在 場 所	登 記 簿 上 の 所 有 者
広島市安佐北区安佐町大字小河内字松郷山三五二五、三五二六 広島市安佐北区安佐町大字小河内字松郷山三五二八	小田信義、佐々木順藏、佐々木定美、佐々木シモ、鈴木光五、鈴木太郎 西本里左エ門、山本岩右衛門、辻爲助

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

四 指定の有効期間

七年